

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年 3月 2日 (月) 午後1時30分から2時30分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター 4階ホール

3. 出席委員 (44名)

会長 6番 小林 輝彦
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
11番	高田 博明	12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
15番	西田 正枝	16番	濱田 金治
17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
19番	藤岡 功	20番	松本 高秋
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

最適化推進委員

1番	赤松 聡	2番	井上 和久
3番	小笠原 梅義	4番	木村 繁一
5番	清家 宏	6番	瀧水 朝男
7番	谷口 貴	9番	樋口 秀雄
10番	兵頭 高広	11番	兵頭 三千雄
12番	平山 源一郎	13番	廣見 正信
14番	藤井 万一郎	15番	細川 一男
16番	堀田 善春	18番	丸山 哲史
19番	森岡 八重子	20番	安岡 賢司
21番	山口 兼史	22番	山本 一也

4. 欠席委員 (3名)

最適化推進委員

8番	永井 一洋	17番	松下 雅子
23番	吉見 一弥		

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

10番	高木 常樹	13番	竹葉 邦政
-----	-------	-----	-------

- | | |
|-------|---|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第2号 | 農地法第6条の規定による報告について |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について |
| 報告第4号 | 諸証明について |
| 報告第5号 | 農地転用確認交付申請書について |
| 報告第6号 | 農地法第4・5条許可（令和2年1月定例総会分）について |
| 報告第7号 | 宇和島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
(令和2年1月16日～令和2年2月14日までの事務局処理事案) |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請承認について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請承認について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請承認について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 議案第5号 | 宇和島市農業委員会協力員設置規則の一部を改正する規則について |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮尾 義文	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主 査	中川 弘徳	臨 時	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《宮尾局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員24名、農地利用最適化推進委員20名であります。定足数に達しておりますので、令和2年3月総会を開会いたします

《宮尾局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めましてこんにちは。本当は今の情勢の中では総会も中止にした方が良くないかという思いはあるんですが、総会に出される議案は皆様にご検討いただいて採決をしないといけませんので、今回はご理解いただいて進めさせていただいたと思います。

ただこのような情勢なので、4月の定例総会に関しましてはどのような流れになるかまだ決まっておりません。状態が悪化する方向に進むのであれば行政サイドの上の方も動くと思いますし、何らかの形で早い段階で皆さんにはご報告をしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

流石にここまで来ますと他人事ではなくなってきました。また、皆さん身の回りにひしひしと危機感はあるのではないかなと感じております。ただ前回の総会でも言いましたように、こういう形がいつ起こってもおかしくない世の中になってきた。と言っても不思議ではないんじゃないかなと考えております。第一に自己防衛の手洗い、うがい、それから密室での大人数での会議に出席しても、意識を持って対応していくのが大切じゃないかなと思います。ただ一番に考えていくのは子供達の事じゃないかなと思いますので、地域の子供達に関しましては十分目を光らして、取組んでいく事は取組んでしっかりと守って行けたらと思いますのでよろしくをお願いしたらと思います。

本日も3条、4条、5条、皆さんに審議していただく案件がございます。なるべくスムーズにやっていきたいと思っておりますので最後までよろしくお願いします。

以上で挨拶に代えさせていただきます。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

推進委員の永井委員、松下委員、吉見委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に高木委員、竹葉委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明を願います。

《今西次長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第7号までの報告がありました。

何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

よろしく申し上げます。

《氏原委員》

88番について説明いたします。〇〇〇〇さんは隣接地であります△△△△さんの畑を所有権移転で買い取ります。□□□□さんは熱心に農業をされていて問題ありません。

《赤松聡委員》

89番についてご説明いたします。〇〇〇〇君と△△△△さんは祖父と孫の関係であります。□□□□君は真面目に農業をされており何ら問題ないと思います。

《河野委員》

90番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんはこのたび経営拡大の所有権移転で何ら問題ないと思います。

《清家多美雄委員》

91番、92番、93番について説明いたします。〇〇〇〇君は農業兼漁業となっておりますが、3年ほど前から92番の△△△△さんと一緒に農業をやられており、農業に魅力を感じ91番の□□□□さんは親戚従兄弟、92番の◇◇◇◇さんも親戚、93番の〇〇〇〇君も二従兄弟という事です。△△△△さんは専業の漁業をしているという事で、山の方を□□□□君に作ってもらう事で、ここ3年間、私も近所で◇◇◇◇君の仕事ぶりを見まして新規就農ではありますが真面目に農業に取り組んでおります。何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

94番、95番についてご説明をいたします。〇〇〇〇さん、△△△△さん。この案件は昔にやられた交換分合で、実際は作っているのはこの状態で作っている訳でございますが、まだ登記の方ができていなかったということでございます。このまま進めて問題ない

と思います。

《清家行範委員》

96番について説明させていただきます。所有権移転なのですが、〇〇〇〇さんが作れなくなったという事で、近くで△△△△さんが作られておられます。稲作をされておられるのですが、効率も良くて□□□□さんもお家族二人で真剣に稲作の方、また野菜の方もやられていますので何ら問題はないと思います。

《堀田委員》

97番でございます。〇〇〇〇さんと△△△△さんの間で、□□□□さんは経営拡大、ただ◇◇◇◇さんの家と〇〇〇〇さんは市外に出られてはおられますけれども、実際の実家はちょうど間でございますので、二人の間で話がまとまりました。

《兵頭三千雄委員》

98番、99番について説明いたします。

98番について、〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲受けて耕作をするという事です。□□□□さんは経営拡大のため農地の所有権移転を希望し、◇◇◇◇さんは〇〇〇〇さんに希望どおり所有権移転するという事で問題ないと思います。

99番について〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲受けて耕作をするという事で、□□□□さんは経営拡大のため農地の所有権移転を希望し、◇◇◇◇さんも希望に応じ所有権移転するという事で何ら問題ありません。

《平松委員》

100番、101番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは松山に移住するという事で処分したいという土地16㎡を△△△△さんが引き受けたという事でございます。何ら問題ないと思います。

101番についてですが、□□□□さんは労働力不足という事で農業ができません。丁度隣接地に田んぼを耕作されている◇◇◇◇さんがそれを引き受けるという事で何ら問題ないと思います。また〇〇〇〇さんは年齢的にも元気で農業をやられている方で心配ないと思います。

《藤岡委員》

102番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子であります。親子間の所有権移転で何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。よろしくをお願いします。

《丸山委員》

12番について説明いたします。先月27日に小林会長始め私他3名で現地確認をいたしました。この〇〇〇〇さんは一昨年、西日本豪雨で被害を受けまして、新しく家を建てるという事です。画面にありますように赤い所が農地で野菜を作っていたそうなのですが、そこを新たに申請するという事です。見てもらったら分かりますように既に家を建てておりますが、始末書も提出しておられます。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたし

ます。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《兵頭高広委員》

32番について説明します。〇〇〇〇は△△△△です。この施設の駐車場を増設する申請です。造成ですが舗装工事などは一切しないという事です。そして水路止めの施工をするという事です。この写真の右側に川が有るのですが、その川と申請地の間に赤道があるのですが、そこをそのまま残すという事です。2月27日に会長始め申請者、事務局等で現地調査を行いました。特に問題ないと思います。

《平松委員》

33番についてご説明いたします。今現在、登記地目は田になっているのですが、現況は畑といっても耕作されていない荒地と言っても良いと思います。そこに吉田の〇〇〇〇さんという方がお持ちの土地であった訳ですが、△△△△さんが購入されましてここに宅地をとる事で2月27日に会長始め事務局の方、そして譲渡される〇〇〇〇さんを交えまして現地確認いたしました。ここは北側に□□□□団地が30軒程あって、そして左側には水路がありますし、農水路に問題はないと思いますし、宅地としても問題ないと思います。

《松本委員》

失礼します。34番についてご説明いたします。この農地は昨年12月に農振農用地区域からの除外申請をご承認いただいた場所でございます。27日に小林会長を始め事務局の方々、関係者で現地調査をしました。この度5条の許可申請という事で、理由といたしましては入所してこられる方々の増加に伴い送迎車両並びに、職員の通勤車両、取引業者の車両と、かなりの車が出入りをするようになってきました。地域の生活道路を使用していたのですが、生活道路の幅員が2m程しかないので送迎車両からの乗り降りにかなり時間がかかり、地域の住民からもちょっと苦情が出ておりました。この度施設を新しく建替えをしております。その施設の東側に〇〇〇〇さんが所有する農地があるんですけど、そこを通路と駐車場にしたいという事です。駐車場には屋根を付けまして雨天の時でも乗り降りができる様にしたいという事でした。隣接する農地等に関しましても何ら問題ないと思います。

《安岡委員》

35番について説明いたします。今回実家の近くに新築をするという形で、あその黄色い所が宅地となっておりますが狭い環境にありまして、赤い所に畑がありますけれどその畑を宅地にしたいと申請するという形であります。ここが一番高い所なので隣接地にも問題ないし、下側の畑につきましても話ができております。水関係につきましては東側にコンクリートがありますが、あそこが水路になっておりますのでそこに水を流すという事でありまして何ら問題ありません。

先般、27日に小林会長始め関係者で集まりまして現地調査をしました、何も問題ないという事です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

《竹葉委員》

はい。32番の件についてなのですが、写真の赤い線で囲っている所を駐車場にするっていう事でよろしいんですね。その老人ホームと赤い線で囲っている所、そこが駐車場になるんですね。その間に畑じゃないかなと思うのですが、農地がそこにあるんですかね。

《濱田係長》

はい。おっしゃるとおりで赤い囲っている所と施設が建っております相中に2枚、畑を耕作されておられます。その畑よりも低く填圧をして盛土をする事はないと聞いております。

《竹葉委員》

現状のままの高さで駐車場にするという事ですか。その駐車場と道路の高低差はないのですか。

《濱田係長》

丁度こちら側にスロープがあります。赤道なのですが、若干拡幅をして車が通れるようにするという事です。

《竹葉委員》

雨が結構多いんで農地の方に水が溜まったら心配だなと思ったので、農地より低いのであれば問題ないです。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会法に関する第31条に基づきまして安岡委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 安岡委員退席 ・・・・・・・・

《 会 長 》

はい。それでは裁決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。

よって議案第3号は原案のとおり承認することに決定いたします。

安岡委員の入室を求めます。

・・・・・・・・ 安岡委員着席 ・・・・・・・・

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第4号議案書をもとに朗読、説明）

議案第4号の利用集積計画（案）の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《廣見委員》

287番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは賃貸借権の更新であります。□□□□さんは真面目に農業に取り組んでおられ何ら問題ないと思います。

《谷口委員》

288番について説明いたします。〇〇〇〇さんはサラリーマンで、自分で作れないという事で、近所の△△△△さんが作るようになりました。□□□□さんは真面目に農業に

取り組んでおりますので問題ありません。

《濱田委員》

失礼します。289番、〇〇〇〇さんは経営拡大のため種苗の生産用地を近隣で探しておりましたところ、△△△△さんと話合いがつき今回の申出となっております。新規でありますが無ら問題ありません。

290番から294番まで説明いたします。290番、□□□□さんなのですが、この方は畑地の◇◇◇◇地区で主に稲作を作って熱心に頑張っておられます。利用権を設定する方は〇〇〇〇地区外に出ておられまして、5件とも更新であり何ら問題ありません。

《小林委員》

失礼いたします。295番、296番の案件について説明いたします。

二つの案件とも更新になっております。双方で話し合いましたこれから3年、5年の年数で改めて契約をするようです。双方とも各地区で一生懸命頑張っておられるので問題ないと思います。

《氏原委員》

失礼します。297番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは隣接地であります△△△△さんの土地を賃貸借して耕作するという事です。□□□□さんは耕作ができないという事があります。◇◇◇◇君は熱心な稲作農家で問題ありません。

298番から301番について説明いたします。

〇〇〇〇さんは高齢ではありますが、もう少し頑張ってみようかなという事です。耕作を頑張っていますので問題ありません。

《高木委員》

失礼します。302番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんです。更新でございます。何ら問題ありません。

《堀田委員》

303番の〇〇〇〇さんと△△△△さん。□□□□さんは熱心に耕作をされており、更新の契約内容になっておりますので何ら問題ないと思います。

《西田委員》

失礼します。304番、305番について説明します。〇〇〇〇さんは体調を崩されて入院中で、近くで耕作をされている△△△△さんに新たに作ってもらうようになりました。

305番について説明いたします。□□□□さんは高齢で、近くで耕作されている◇◇◇◇さんに耕作をしてもらいます。更新なので何ら問題ないと思います。

《兵頭三千雄委員》

306番から310番についてご説明をいたします。

306番について、利用権を設定する〇〇〇〇さんは耕作者を探していた所、△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまりました。□□□□さんは熱心に農業に取り組んでおられますので問題ありません。

307番については更新であります。設定を受ける〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するという事で問題ありません。

308番について、利用権を設定する△△△△さんは耕作者を探していた所、□□□□さんが耕作をするという事で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており問題ありません。

309番、310番については更新であります。設定を受ける〇〇〇〇さん、△△△△さんは真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するという事で問題ありません。

《瀧水委員》

失礼します。311番から315番について説明いたします。いずれも更新でございます。設定を受ける〇〇〇〇さん、△△△△さん、□□□□さんはいずれも熱心に取り組んでおられますので問題ないと思います。

《松本委員》

失礼します。316番から321番までの説明をいたします。

316番の〇〇〇〇さんは熱心に農業に取り組んでおられ問題ないと思います。

317番から321番の△△△△さん、□□□□さんは高齢ではございますが、地区の中では一番馬力があるのではないかという位やられておられます。更新でございますので何ら問題ないと思います。

《安岡委員》

322番から327番についてご説明したいと思います。

322番につきましては更新でございます。引き続き〇〇〇〇さんがやるという事で、△△△△さんは地域のリーダーとして頑張っておられますので問題ないと思います。

323番につきましては、□□□□さんが他の方に耕作をお願いしていたのですが、高齢で作れないという事で、できれば近所の人に作ってもらいたいという事で当たっていましたが中々見つからなかったのが◇◇◇◇さんをお願いをしました。〇〇〇〇さんとは叔母さんになりますの、そこら辺で話合いができてまして今回から10年間の新規という事です。△△△△さんは真面目に農業をしておりますので何ら問題ないと思います。

324番、325番につきましても今まで他の方が耕作をしていたのですが、どうしても高齢になったのでという形で誰か作ってもらえる方が居ないかという事で、□□□□さんと◇◇◇◇さんがそれぞれ作ってやるという事で賃貸借権契約ができたという事で、新規ではありますけど何ら問題ないと思います。

326番、327番につきましては、それぞれ更新という事で話ができて、また〇〇〇〇さんが耕作をするという事です。△△△△さんは真面目に農業をされており何ら問題ありません。

《赤松宣生委員》

失礼します。328番、330番について説明をしたいと思います。

328番の〇〇〇〇さん、330番の△△△△さんは熱心にミカンをやっておられます。そして経営拡大をしたいという事で、今、土地を借りてやっておられます。新規ですが別に問題ないと思います。

《福岡委員》

329番についてご説明をいたします。新規ではありますが、〇〇〇〇さんは三間の方でも沢山作っておられますので問題ないと思います。

《山本義広委員》

331番について説明します。〇〇〇〇さんは熱心に農業されております。更新であり何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

332番、333番について説明をいたします。〇〇〇〇さんはまだ59歳でございますが、体調を崩されて農業ができないという事で、隣接地である△△△△君に賃貸借権設定をするという事です。

333番について説明いたします。□□□□さんは高齢で耕作ができないという事で、隣接地であります◇◇◇◇君に賃貸借権設定をするという事です。〇〇〇〇君も△△△△君もしっかり農業をされております。何ら問題ないと思います。

《河野委員》

334番から337番について説明をいたします。

334番の〇〇〇〇さんと△△△△さんは2月に話し合いをされまして、以降5年間耕作をするという事で問題ないと思います。

335番について説明いたします。□□□□さんと◇◇◇◇さんは〇〇〇〇さんの奥さんの実家でございます。そういった事で現在耕作をされており、10年間の更新でございます。何ら問題ないと思います。

336番、337番について、△△△△君は熱心に農業をされており、更新でありますので何ら問題ないと思います。

《平山委員》

338番から343番についてご説明をいたします。全て更新でございます。

340番の〇〇〇〇さんは高齢ですが後継者がおります。他の案件の方々皆さん真面目に農業をされており何ら問題ありません。

《赤松聡委員》

26番についてご説明をいたします。この土地は〇〇〇〇君のお父さんが前から当たっ

て作られていた土地です。今回、話し合いにより所有権移転となりました。△△△△君は真面目に農業をされており何ら問題ないと思います。

《河野委員》

27番について説明します。つい先般、〇〇〇〇さんが△△△△さんの土地を購入したのですが、その隣接した土地に□□□□さんの土地があります。145㎡で非常に少ないという事で買ってもらえないかという事で、今回話がまとまりまして所有権移転の運びとなりました。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。
これより審議をいたします。
どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。
ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、松本委員の退席を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 松本委員退席 ・・・・・・・・・・・・・・・・

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。
松本委員の入室を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 松本委員着席 ・・・・・・・・・・・・・・・・

続きまして議案第5号、宇和島市農業委員会協力員設置規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。
これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第5号宇和島市農業委員会協力員設置規則の一部を改正する規則について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全員であります。

よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和2年3月定例総会の議案を終了いたします。